○議長（茅沼隆文）

次に、日程第６　報告第５号　専決所分の報告について（開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

それでは、報告第５号をご覧ください。

報告第５号　専決処分の報告について（開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２９年１２月５日提出、開成町長、府川裕一。

１枚おめくりいただき、２枚目の専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２９年１１月７日、開成町長、府川裕一。

企業立地促進法による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成２９年法律第４７号）の施行に伴い、同法を引用する開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例（平成２５年開成町条例第２８号）の規定を整理する必要があるため、同条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の経緯について、御説明いたします。

平成２９年６月２日に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称、企業立地促進法の一部を改正する法律が公布されました。この法律では、題名を地域経済けん引事業の促進による地域の成長・発展の基盤強化に関する法律、通称、地域未来投資促進法に改められるとともに、工場立地法の特例を定めた第１０条が第９条の繰り上げられる改正が行われ、これらの改正規定は、７月３１日に施行されております。

また、工場立地法第４条の２第１項が改正され、緑地面積の準則を条例で定める権限が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、神奈川県の工場立地法第４条の２、第１項の規定に基づく準則を定める条例が平成２９年４月２日に施行で廃止されています。

今回の条例改正は、これらの法改正及び神奈川県条例の廃止に伴い、町条例の題名改正等を行ったものでございます。

なお、今回の改正条例は、法改正に対応し、条例で引用する法律の題名及び条項の改正を行うものでございますので、町長の専決処分事項の指定に関する条例第２号の法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項または用語を引用する規定を整備する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項又は用語に係る規定を改正することに該当するものと判断し、専決処分により、条例改正を行ったものでございます。

１枚おめくりいただき、条例をご覧ください。

開成町条例第１１号　開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。

開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例（平成２５年開成町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

まず、条例の題名改正でございます。

法律の題名改正に伴い、条例の題名を開成町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例を改めております。

次に、条例第１条の改正でございます。法改正により、法律の題名、改正及び条項の繰り上げが行われたことに伴い、条例で引用しております、企業立地促進法、第１０条第１項の地域未来投資促進法第９条第１項に改めております。

また、神奈川県条例の廃止に伴い、当該条例の引用箇所を削る改正を行っております。

附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第５号　専決処分の報告について（開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了いたします。